

日本生協連の提出意見概要と反映状況

1. 消費者の権利としての消費者教育

日本生協連の提出意見概要	反映状況
「消費者の権利としての消費者教育」という視点は重要だと考えますので、「消費者教育の必要性」の中に新たに項目を起こし、記述を追加してください。	○ 「消費者教育の必要性」の「消費者教育の意義」の項に、「消費者教育の機会が提供されることは消費者の権利の一つでもあること（推進法第1条）に鑑み、国は、その機会を提供しなければならない」との一文が追加された。

2. 国の役割

日本生協連の提出意見概要	反映状況
自治体間格差を生じさせないための支援を含め、「国の役割」をまとめて記述してください。	× 「国の役割」をまとめた記述への変更はなし。

3. コーディネーターの育成

日本生協連の提出意見概要	反映状況
コーディネーターの役割は「きわめて重要」と記述を変更してください。	○ 「コーディネーターは、消費者市民社会形成の推進役としての重要な役割を果たすことになる」との一文が追加され、モデル地区の設置等も含めた実効性確保のための具体的方策の検討も追加されるなど、コーディネーターの育成に関する記述が補強された。

4. 情報提供の実効性確保

日本生協連の提出意見概要	反映状況
より具体的でわかりやすい表現に改め、「情報提供の実効性確保」を「提供した情報が、実際に消費者の元に届くこと」等に変更してください。	× 記述の変更はなし。

5. 各都道府県・市町村での消費者教育推進の支援

(1) 都道府県や市町村への支援の実行

日本生協連の提出意見概要	反映状況
消費者教育の推進に関するさまざまな要素が総花的に網羅されているため、各都道府県や市町村にとっては、どこに焦点をあてて見ればよいかかわりにくい基本方針素案です。基本計画の策定後は、都道府県や市町村への支援を確実に実行してください。	△ 基本方針の記述の変更を求めた意見ではないが、「消費者教育推進計画策定にあたっての解説資料」や「事例集」の速やかな発行、参考事例の継続的な収集と提供など、国による地方公共団体への支援についてより具体的な記述が追加された。

(2) 地域協議会を機能させる仕組みの構築

日本生協連の提出意見概要	反映状況
消費者委員会は、2012年12月25日の意見で、地域協議会を実効的に機能させるための仕組みの構築を求めています。このための国の支援についても、より具体的に明記し、基本計画の策定後は、都道府県や市町村への支援を確実に実行してください。	× 地域協議会を実効的に機能させるための仕組みに関して、記述の追加はなし。

6. 基本方針の達成度の検証

日本生協連の提出意見概要	反映状況
すべての都道府県での消費者教育推進計画の策定と地域協議会の設置については「5年」などの目標を、「指標化に関する調査研究」については取りまとめ時期を明記してください。	× すべての都道府県での消費者教育推進計画の策定と地域協議会の設置について、具体的な年限の明記はなし。「指標化に関する調査研究」についても、取りまとめ時期の明記はなし。

〈反映状況の記号の意味〉

○：意見を反映 △：意見を一部反映 ×：意見が反映されず

以上